

## 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会会議(以下「会議」という)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の一般傍聴人の定員は20人とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付において会議傍聴人受付簿(第1号様式)に、住所、氏名及び年齢(団体の場合は団体名、代表者及び人員)を明記し、傍聴証(第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるとときは、くじ引きにより傍聴人を決する。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席へ入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席へ入ることができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他、人に危害を加え又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している者、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、次条第6号の規定により撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会長において必要と認められた者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中みだりに席を離れないこと
- (2) 飲食、喫煙、私語、談話又は拍手等をしないこと

- (3) 携帯電話は、電源を切り 使用しないこと
- (4) 議事に批評を加え又は可否の表明をしないこと
- (5) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット、帽子の類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げないこと
- (6) 写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (7) 前各号のほか会議の妨害となるような挙動をしないこと  
(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人がこの規程に違反し、又は会長の指示に従わない場合は、会長はこれを退場させることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月22日から施行する。

第 1号様式 (第 3条関係)

平成 年 月 日

第 回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

第 2号様式 (第 3条関係)

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>佐久市・臼田町・浅科村・望月町 合併協議会 会 長</p>
--